

県費契約等の手続における 押印省略について

県民サービス向上のため、県費契約の手続において
押印が省略（条件あり）できることとなりました。
希望される方は、担当者まで事前にご相談ください。

1 押印省略ができる書類

入札書、入札（契約）保証金免除申請書、見積書、請書、
補助金・貸付金申請書、履行の終了通知書（納品書等）、
実績報告書、請求書、領収証書

2 入札書の場合

入札開始前までに押印省略の申出を行っていただき、入札案件に係る責任者及び担当者（入札参加者）の職名、氏名、連絡先を入札書へ記載してください。

（社員証等にて確認を行います。当日は証明書面をご持参ください。）

【記載例】 本件責任者 愛媛支店長 松山 一郎 089-934-xxxx
本件担当者 営業課長 大洲 次郎 089-943-xxxx

※個人の場合、責任者及び担当者は同一で可能です。
（本件担当者欄は「同上」と記載してください。）

3 入札書以外の場合

契約案件に係る責任者及び担当者の職名、氏名及び連絡先を余白に記載（前記記載例参照）し、電子メールにより送信してください。

（警察側メールアドレスは、担当者へ確認してください。）

その際、貴担当者の上席者を宛先に指定し同時に送信してください。
なお、上席者の宛先を指定する際は、ブラインドカーボンコピー（BCC）機能を使用しないでください。

電子メールを送信後、警察側担当者へ電話にてご連絡ください。

4 取扱開始日

令和3年4月1日（木）以降に作成される、令和3年度予算執行に係る会計書類から適用開始します。

押印省略の代替手段として電子メールを活用します。
上記以外にも、押印省略に係る諸条件があります。
事前に下記までご相談ください。

本件に関するお問い合わせ
警察本部会計課監査係 089-934-0110
または最寄りの警察署会計課まで

